

第2回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年8月29日（火）午後2時00分から午後2時50分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（24名）

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	2番	菅野	能稔
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	10番	深松	俊英
	11番	蛭原	一治
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	□田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第1号 十勝農業委員会連合会臨時総会について
- 第2号 農地所有適格法人報告書の受理について
- 第3号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
- 第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可について
- 第6号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
- 第7号 農地台帳整備に係る現地目の確認について

第 8 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
議案

第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について

第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 5 号 現況証明について

5	事務局長	廣瀬 紀幸
	忠類支局長	川瀬 康彦
	農地振興係長	広田 瑞恵
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主任	南 敦朗
	農地振興係主事補	折笠 亜衣

6 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第 2 回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第 13 条第 2 項の規定により指名いたします。議事録署名委員に、3 番高野委員、4 番渡邊委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
----	--

	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
--	----------------------

事務局	諸般の報告は特にございませぬ。
-----	-----------------

議長	次に報告第 1 号「十勝農業委員会連合会臨時総会について」を議題といたします。私の方から報告をさせていただきます。
----	---

	8 月 8 日にとちプラザにおいて、「十勝農業委員会連合会臨時総会」が開催され私が出席いたしました。議題は、「任期満了に伴う役員の選任」及び「北海道農業会議等の役員選出」の 2 件であります。役員の選任につきましては、各ブロックから選出された選考委員より、会長には帯広市農業委員会の中谷会長、副会長には音更町の大熊会長と私谷内が、また理事に鹿追町の菊池会長、清水町の澤口会長、大樹町の鈴木会長、陸別町の多胡会長、浦幌町の小川会長、監事に中札内村の出羽会長、足寄町の斉藤会長がそれぞれ選出されました。
--	---

	また北海道農業会議理事及び常設審議委員には帯広市の中谷会長が選出され、北海道農業会議協議会理事に池田町の金川会長、芽室町の佐野会長が選出されました。以上で私の方から報告を終わらせていただきます。
--	---

	報告第 1 号について何かご質疑ございませんか。
--	--------------------------

	(発言なし)
--	--------

議長	質疑がないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。
----	-------------------------------

議長	次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号の説明をいたします。
事務局	報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」、農地所有適格法人報告書について、2法人から提出がありましたので報告いたします。いずれも書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号について説明を申し上げました。何かご質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番から9番について説明をいたします。
事務局	報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」、農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページから3ページに記載されております9件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番から9番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番から9番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番の説明をいたします。
事務局	報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、農地法第4条第1項第7号の規定による届出を受理したので報告いたします。案件は議案書4ページに記載されておりますとおりでございます。申請事由は、宅地として利用するためでございます。受理相当と認められましたので平成29年8月22日付けで通知書を交付しております。以上で説明を終わります。
議長	報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第4号1番については報告のとおり承認され

	ました。
議長	次に報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第5号1番、2番の説明をいたします。
事務局	報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は議案書5ページの6月26日第36回総会で審議された2件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し平成29年7月18日、27日付でそれぞれ許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第5号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第5号1番、2番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第6号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第6号1番の説明をいたします。
事務局	報告第6号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されている事を確認しましたので報告します。案件は議案書6ページの平成28年7月28日に許可をしておりました1件でございます。7月10日付で完了報告を受理し、今月22日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第6号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第6号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第7号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。事務局から報告第7号1番の説明をいたします。
事務局	報告第7号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について確認をしておりますので報告いたします。案件は議案書7ページの1件でございます。今月22日の現地調査で現況について記載のとおり確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第7号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑がないようですので、報告第 7 号 1 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 8 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第 8 号 1 番の説明をいたします。
事務局	報告第 8 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書 8 ページの今月 23 日に町公社が利用調整を行った 1 件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	報告第 8 号 1 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 8 号 1 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第 1 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は報告第 8 号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った 1 件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項に基づき要請をするものであります。以上で議案の説明を終わります。
議長	議案第 1 号 1 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番、2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番、2 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配付してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

17 番 17 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号3番、4番について事務局から説明を申し上げます。

事務局 【議案第2号3番、4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16 番 16 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番、4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号3番、4番は原案のとおり可決されま

した。

議長

次に議案第2号5番から10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号5番から10番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査3ページから5ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。これらの案件は、経営の法人化に伴う借り換えでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番から10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号5番から10番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号11番、12番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号11番、12番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書6ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。これらの案件は、今月23日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 11 番、12 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 11 番、12 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 13 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 13 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 7 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22 番	22 番説明いたします。この案件は、先月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社のため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 13 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 13 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 14 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 14 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 7 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
20 番	20 番説明いたします。この案件は、先月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社のため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号14番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号15番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号15番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書8ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18番	18番説明いたします。この案件は、先月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社のため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号15番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号15番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号16番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号16番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書8ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16 番	16 番説明いたします。この案件は、今年 6 月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社のため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 16 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 16 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 17 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 17 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 9 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
3 番	3 番説明いたします。この案件は、今年 6 月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社のため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 17 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 17 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 3 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10 番 10 番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えます。なお、詳細につきましては事務局ご説明とおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18 番 18 番説明いたします。この案件は、今月22日に森委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第 3 号 3 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 3 番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書 3 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
1 番	1 番説明いたします。この案件は、今月 22 日に森委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 3 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 4 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 4 番について議案書をもとに朗読】 内容につきましては農地法第 3 条調査書 4 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19 番	19 番説明いたします。この案件は、今月 22 日に森委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第3号4番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、農家住宅建設を目的とする転用でございます。農地区分は第一種農地であります。第一種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番説明いたします。この案件は改選前の今年6月農振除外案件として大野元委員、高橋元委員、鬼頭元委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、農家住宅等の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地及び第一種農地であります。農用地と第一種農地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用と農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	10 番説明いたします。この案件は改選前の今年 6 月農振除外案件として大野元委員、高橋元委員、国枝元委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号 3 番について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【議案第 4 号 3 番について議案書をもとに朗読】 この案件は、格納庫等の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準・一般基準の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
16 番	16 番説明いたします。この案件は格納庫等の建設を目的とした転用であります。今月 22 日に、森委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 3 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第 5 号「現況証明について」を議題といたします。議案第 5 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 1 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
8 番	8 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 22 日に森委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 5 号 2 番、3 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 2 番、3 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
17 番	17 番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 22 日に森委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 2 番、3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 2 番、3 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第 5 号 4 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 4 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19 番	19 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 22 日に森委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 4 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に協議第 1 号「家族経営協定検討委員会委員の選出について」を事務局から説明をいたします。
事務局	協議第 1 号「家族経営協定検討委員会委員の選出について」、ゆとりみらい 21 推進協議会の取り組みとして家族経営協定検討委員会が設置されており、その構成員として農業委員の推薦を行う。平成 29 年 8 月 29 日提出。説明させていただきます。家族経営協定検討委員会は、ゆとりみらい 21 推進協議会が実施する事業の一つで平成 15 年に「家族経営協定検討委員会」を立ち上げて活動を行っております。 構成メンバーは、4 農業協同組合、十勝農業改良普及センター東部・南部各支所、農業振興公社、農業委員会となっております。農業委員会からは現在、森委員と渡邊委員にメンバーとして入っていただいております、森委員が委員長となっております。 農業委員選出の経過といたしましては、平成 15 年の検討委員会立ち上げ時に、ゆとりみらい 21 推進協議会事務局である農林課から、農業委員も入っていただきたいと推薦の依頼を受け、平成 15 年 7 月の総会において、「協議」として提案し、森委員を推薦しております。忠類農業委員会との統合時には、忠類地区からも農業委員を出すこととなり、当時、農協推薦農業委員であった蛭原委員がメンバーとなっただき、その後蛭原委員から渡邊委員に交替されていきます。 これまで、検討委員の選出方法があいまいであったこと、また今回新たに農業委員が選任されたことから、三役会議で今後の選出方法を検討していただいた結果次のような方法にすることとなりました。選出する時期につきましては 3 年に 1 回の農業委員の改選時とし、選出方法は三役会議で選考していただき本人に伝え内諾を得た後、三役会議直後の総会において「協議」として提案し決定するという内容でございます。

	選出する委員は、先に開催された三役会議におきまして引き続き森委員、渡邊委員にお願いしたいということとなり、両委員の内諾をいただいているところであります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議長	ただいま、事務局から説明がありました。選出方法について事務局説明の方法でよろしいでしょうか。 【異議なしの声多数】
議長	異議がないようですので、選出方法については提案のとおり決定いたします。次に選出する委員につきましては、三役会議で決定いたしました森委員、渡邊委員にお願いしたいと思いますがご異議ございますか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって協議第1号の家族経営協定検討委員は、森委員、渡邊委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦労様でした。